輝け！子どもパフォーマー事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　府は、次代を担う子どもたちの活発な文化活動を促進し、文化活動の発表を通じた子どもたちの感性、創造性、表現力の育成及び鑑賞した府民への感動の提供を図るとともに、大阪のまちの魅力発信及び大阪の活性化を目指し、予算の定めるところにより、府内の事業者が自主的に行う有意義な事業に対し、輝け！子どもパフォーマー事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和４５年大阪府規則第８５号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）子どもパフォーマー

文化活動を自ら発表することができる、おおむね６歳から２０歳までの子ども、青少年をいう。

（２）文化を通じた次世代育成事業

子どもたちに、文化に親しみ、参加及び表現する機会を提供する事業をいう。

（３）次世代育成事業者

子どもパフォーマーが発表する文化活動を主催する団体又は個人をいう。

（補助対象事業者）

第３条　補助の対象となる事業者は、府内に活動拠点を置き、府内を中心に活動を展開している団体又は個人とする。ただし、規則第２条第２号イからハまでのいずれかに該当する者を除く。

（補助対象事業）

第４条　補助の対象となる輝け！子どもパフォーマー事業（以下「事業」という。）は、文化を通じた次世代育成事業であって、次に掲げるものとする。

（１）府内の子どもパフォーマーが参加し、発表する事業

（２）その他知事が子どもたちの感性、創造性及び表現力を育成する並びに大阪のまちの魅力を発信する事業として適当と認める事業

２　事業は次に掲げるいずれかの芸術文化の分野におけるものとする。

（１）文学

（２）音楽

（３）美術

（４）写真

（５）演劇

（６）舞踊

（７）メディア芸術

（８）芸能（伝統芸能を含む）

（９）その他知事が芸術文化の振興を図るため適当と認めるもの

３　事業の種別は次に掲げるいずれかのものとする。

（１）公演

（２）展覧会

（３）イベント

（４）その他知事が芸術文化の振興を図るため適当と認める事業

（補助対象経費）

第５条　補助金の交付の対象となる経費は出演費、音楽費、文芸費、作品借料、会場費、舞台費、運搬費、謝金、旅費、宣伝費、印刷費、記録費及びその他知事が前条の事業を実施するために必要と認める経費とする。

（補助金の額）

第６条　補助金の額は、補助対象経費から入場料、参加料、寄附金、協賛金、助成金、補助金等の収入を控除した金額以内で、かつ上限３００千円とし、予算の範囲内において交付する。ただし、複数の団体が参加する文化を通じた次世代育成事業を企画実施する等、高い波及効果が期待できると認められる事業については、上限１，０００千円とすることができる。

（事業計画書の提出）

第７条　補助金の交付を受けようとする団体又は個人は、輝け！子どもパフォーマー事業計画書（様式第１号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付の内定通知）

第８条　知事は、前条の事業計画書を受理した場合はその内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときはその金額を内定し、補助金の交付を受けようとする団体又は個人に対し、通知するものとする。

２　知事は、前項の補助金を交付すべきものと認めるにあたっては、あらかじめ、大阪府市文化振興会議の意見を聴いて決定するものとする。

（補助金交付の申請）

第９条　前条第１項の規定により内定通知を受けた次世代育成事業者は、輝け！子どもパフォーマー事業補助金交付申請書並びに要件確認申立書及び暴力団等審査情報（様式第２号）を所定の期日までに知事に提出しなければならない。

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（１）団体にあっては定款、寄附行為又は規約及び役員名簿、個人にあっては印鑑証明、住民票又はその他これに類する本人確認書類

（２）前号に掲げるもののほか知事が必要と認める書類

（補助金の交付条件）

第１０条　規則第６条第２項の規定により附する条件は、次のとおりとする。

（１）補助金の交付を受けた次世代育成事業者は、補助金の収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にしなければならない。

（２）補助金の交付を受けた次世代育成事業者は、補助事業について証拠書類その他関係書類を整備するとともに、補助事業を完了又は廃止した日の属する年度の翌年度から起算して１０年間保存しなければならない。

（３）補助事業の執行状況に関して調査又は報告を求められたときは、これに従わなければならない。

２　規則第６条第１項第１号の規定による知事の定める軽微な変更とは、補助対象経費総額の

２０％を超えない額の経費配分の変更をいう。

３　規則第６条第１項第２号の規定による知事の定める軽微な変更とは、当初の事業との同一性が認められる範囲内の変更をいう。

４　規則第６条第１項第１号及び第２号の規定により知事の承認を受けようとするときは、あらかじめ、輝け！子どもパフォーマー事業補助金変更承認申請書（様式第３号）を知事に提出しなければならない。

（補助金交付の申請の取下げ）

第１１条　補助金の交付の申請をした次世代育成事業者は、規則第７条の規定による通知を受けとった日から起算して７日以内に限り当該申請を取り下げることができる。

２　前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定は、なかったものとみなす。

（実績報告）

第１２条　規則第１２条の規定による報告は、補助事業の完了した翌日から起算して３０日以内に輝け！子どもパフォーマー事業実績報告書（様式第４号）を知事に提出しなければならない。

２　前項の事業実績報告書には、知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

（補助金の交付）

第１３条　補助金は、規則第１３条の規定による補助金の額の確定後に交付する。ただし、知事は、補助事業の円滑な遂行を図るため必要と認めるときは、規則第５条の規定による補助金交付決定額の全部又は一部を概算払により交付する。

２　前項ただし書の規定により補助金の交付を受けようとする次世代育成事業者は、規則第７条の規定による通知を受けた日以後、速やかに輝け！子どもパフォーマー事業補助金交付請求書（様式第５号）を知事に提出しなければならない。ただし、補助金の額の確定後その全額の交付を受けようとするときは、この限りでない。

（附則）

　　この要綱は、平成２４年３月２６日から施行する。

（附則）

　　この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

（附則）

この要綱は、平成２８年２月２３日から施行する。ただし、平成２８年度の補助事業から適用し、平成２７年度の補助対象事業については、なお従前の例による。

（附則）

　　この要綱は、平成２９年１月１３日から施行する。

（附則）

　　この要綱は、平成３０年１２月２６日から施行する。ただし、平成３１年度の補助事業から適用し、平成３０年度の補助対象事業については、なお従前の例による。

（附則）

　　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

（附則）

　　この要綱は、令和３年１１月９日から施行する。

（附則）

この要綱は、令和５年１１月１７日から施行する。ただし、令和６年度の補助事業から適用し、令和５年度の補助対象事業については、なお従前の例による。

（附則）

この要綱は、令和７年２月２１日から施行する。ただし、令和７年度の補助事業から適用し、令和６年度の補助対象事業については、なお従前の例による。